

令和3年第10期定時社員総会議事録(謄本)

令和4年6月25日13時10分から、東京都世田谷区奥沢 8-30-10 当法人本部事業所
エレメンタルスタジオにおいて令和3年第10期定時社員総会を開催した。

社員の総数	52名
総社員の議決権数	52名
議決権を行使できる社員の数	52名
議決権を行使することができる社員の議決権数	52個
出席社員数(委任状による出席を含む)	45名
出席社員の議決権数	6個
出席理事	手塚 由美(議長兼議事録作成者)、井筒 紫乃、
出席監事	山中 章江

定刻、代表理事手塚由美から本日の定時社員総会は定款第12条の規定する定足数に達している旨の報告があった。次いで、定款第14条の規定により、代表理事手塚由美が議長席につき、本会は適法に成立したので開会すること、定款第17条2項の規定により議事録署名人として、手塚由美及び井筒紫乃氏を指名する旨を宣言し、直ちに議事に入った。

決議事項

第1号議案 令和3年第10期(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

事業報告及び計算書類承認の件

議長は、まず山中監事に監査報告を求めたところ、山中監事より事業報告及び決算報告について監査報告書記載のとおり、特段あらためて指摘すべき事項はない旨報告があった。

続いて、議長より当期における事業状況を事業報告及び附属書類により詳細説明報告し、下記の書類を提出して、その後承認を求めたところ、過半数の賛成を得て原案の通り承認可決した。

1. 貸借対照表
2. 正味財産増減計算書
3. 正味財産増減計算内訳表
4. キャッシュフロー・計算書(間接法)
5. 勘定科目内訳明細書

第2号議案 任期満了に伴う理事選任の件

議長より附属書類により詳細説明報告し、その後承認を求めたところ、過半数の賛成を得て原案の通り承認可決した。

選任された理事 手塚由美

なお、被選任者は、その場で就任を承諾した。

第3号議案 任期満了に伴う監事任の件

議長より附属書類により詳細説明報告し、その後承認を求めたところ、過半数の賛成を得て原案の通り承認可決した。

選任された監事 山中 章江

なお、被選任者は、その場で就任を承諾した。

第4号議案 理事1名選任の件

議長より附属書類により詳細説明報告し、理事1名を選任したく議場に諮ったところ過半数の賛成を得て原案の通り承認可決した。

選任された理事 荒殿 公枝氏

なお、被選任者は、その場で就任を承諾した。

ところで、お手許の令和3年第10期事業報告11頁10行目「当法人は、東京都において公益認定を所管する東京都生活文化局の当法人担当者と来期中に公益認定を済ませることを確認している。因って当期より公益認定に沿って事業を進めて行く」旨の記載があるにも拘らず、本年6月9日東京都当法人担当官から呼び出しがあり、急遽当法人会計顧問、会計に詳しい社員と理事長が訪問した。

公益認定において、公益認定法第5条（公益認定基準）に定める1号から18号（18項目）までをすべてクリアすることが条件であるが、担当官より2号に定めている『経理的規模』について、「唯一規模が小さすぎる」旨の指摘があった。経理的基礎とは、「財務状況の健全性、財産の管理運用面について役員の適切な関与、税理士等経理事務の専門家による適切な情報開示等」を指す。

これまで当法人では、「補助金等（税金）にあまり頼ることなく自ら事業資金を調達し、『民による公益の増進』による活力ある社会の実現に資することを履践するとともに、社会における助成金、寄附文化の醸成に寄与する」ことの実現をしてきたが、今回法人の継続性が重視され、財政基盤の弱い法人が自立した経営を続けられることを証明しなければならない

旨を経営委員会に報告した。

経営委員会より、「経理的基礎の不備は猛省するとともに、今後公益認定の有無の拘わらず、当法人が健全に法人運営のため経常収益に関しては、真摯に基本の方針を策定する必要がある」旨の改善提言が出た。

これまで疎かにあった積極的な資金集めや“ただ良いことをやっている”ことに終わらせず、その効果を社会全体に発信(エビデンス、学際的評価)する努力が必要であることに気付き、当期から業務分掌を定め、この2点を明確にする。

以上をもって本日の定時社員総会は、終始異常なく議案の審議を終了したので、議長は13時25分に閉会を宣した。

上記決議を明確にするため議長、選任された議事録署名人がこれに記名押印する。

令和4年6月25日

議長 手塚由美

議事録署名人 手塚由美

同 井筒紫乃

※本書面は、令和4年6月25日に開催した令和3年第10期定時社員総会議事録の謄本です。